

農業用草刈機の導入経費を補助します

農地の環境維持を図るため、農地の草刈りを目的とした草刈機を導入する場合に要する費用の一部を補助します。

補助対象経費

次の全てに該当する草刈機

- ① 農地の草刈りを目的とし、市内に事業所を有する業者から令和8年4月1日以降に購入した草刈機（作業機（アタッチメント）は除く）
 - ② 本体価格が10万円以上の草刈機（中古を含む）（課税対象者は税抜価格、簡易課税事業者及び免税事業者は税込価格）
 - ③ 中古機械の場合は、使用可能期間が2年以上であることを販売店等が証明できる草刈機
- ※ バッテリー式草刈機は、本体と同時購入の場合に限り、バッテリー1個及び充電器1個も補助対象

補助対象者

次の全てに該当する方

- ① 市内に住所を有する方、市内に事業所を有する法人等
- ② 市内に農地を所有、又は利用権が設定された農地を耕作している方
- ③ 令和7年の農業収入が50万円以上ある方
 - ・ 農産物の出荷・販売額が50万円以上
 - ・ 家事消費、事業消費分を含む
 - ・ 農業収入の申告を行っている方の氏名で補助金の申請を行ってください。
- ④ 市、国、他の団体等から同様の補助金等の交付を受けていない方
- ⑤ 一関市暴力団等排除措置要綱（平成28年一関市告示第69号）第2第6号に規定する排除措置対象者に該当しない方

補助金の額

補助率1/4以内（1円未満切り捨て）、上限5万円
※ 補助金の申請は同一の補助対象者につき1回限り

申請期間

1回目：令和8年6月1日～6月30日
2回目：令和8年9月1日～9月30日
※ 受付期間内でも各回の予算額に達した時点で受付は終了します。

提出書類

- ① 補助金交付申請書兼請求書
 - ② 令和7年の農業収入が確認できる書類（申告書、決算書、収支内訳書（農業所得用）、青色申告決算書の写し等）
 - ③ 草刈機の概要がわかる書類（カタログの写し等）
 - ④ 納品されたことを証する書類（納品書の写し）
 - ⑤ 支払いを証する書類（領収書の写し等）
 - ⑥ 申請者名義の通帳の写し
 - ⑦ 中古機械の場合は、耐用年数が2年以上であることを証する書類（販売店等が発行する使用可能期間証明書等の写し）
- ※ 集落営農組織の組合員の場合は、申告書及び出荷・販売したことを証する書類（按分計算書等）を提出してください。

一関市農業用草刈機導入補助金

申請の流れ

申請者

草刈機の購入
支払・納品完了

申請者

補助金交付申請書兼
請求書等の提出
[受付]
・ 本庁生産流通課
・ 各支所産業建設課

問い合わせ

本庁生産流通課
☎0191-21-8426
花泉支所産業建設課
☎0191-82-2908
大東支所産業建設課
☎0191-72-4081
千厩支所産業建設課
☎0191-53-3962
東山支所産業建設課
☎0191-47-4523
室根支所産業建設課
☎0191-64-3806
川崎支所産業建設課
☎0191-43-3601
藤沢支所産業建設課
☎0191-63-5317

